

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和5年 6月 7日	
久留米市長 殿	
提出者 住所 久留米市京町105番地 氏名 株式会社ブリヂストン 久留米工場 工場長 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0942-33-0112	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社ブリヂストン 久留米工場
事業場の所在地	久留米市京町105番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2011 (タイヤ・チューブ製造業)
②事業の規模	23,686百万円/年 (2020年1～12月)
③従業員数	1,038名 (2020年12月末時点)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	各工程から排出 (1次集積所) ⇒2次集積所 (工場内12箇所) ⇒2次集積所から回収⇒総務・エコセンターにて計量・梱包⇒最終集積所にて保管 ⇒トラックにて排出⇒中間処理⇒再生利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】・・・別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	-	-
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・製造プロセス管理強化による規格不適合製品、部材等の発生量抑制 ・CFT活動（課・係を越えた幅広い活動）の活性化による発生量の抑制並びに廃棄物再利用化 ・売却先、売却物の開拓		
②計画	【目標】・・・別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・製造プロセス管理強化による規格不適合製品、部材等の発生量抑制 ・CFT活動（課・係を越えた幅広い活動）による廃棄物発生量の抑制並びに廃棄物再利用化 ・売却先、売却物の開拓 ・産業廃棄物に関する工場内教育強化		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 全ての廃棄物に排出基準を設け、分別の徹底を推進している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 処理委託先・再利用先の変更が生じた場合は、排出基準を見直し周知徹底を行っていく。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 -		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第6面)

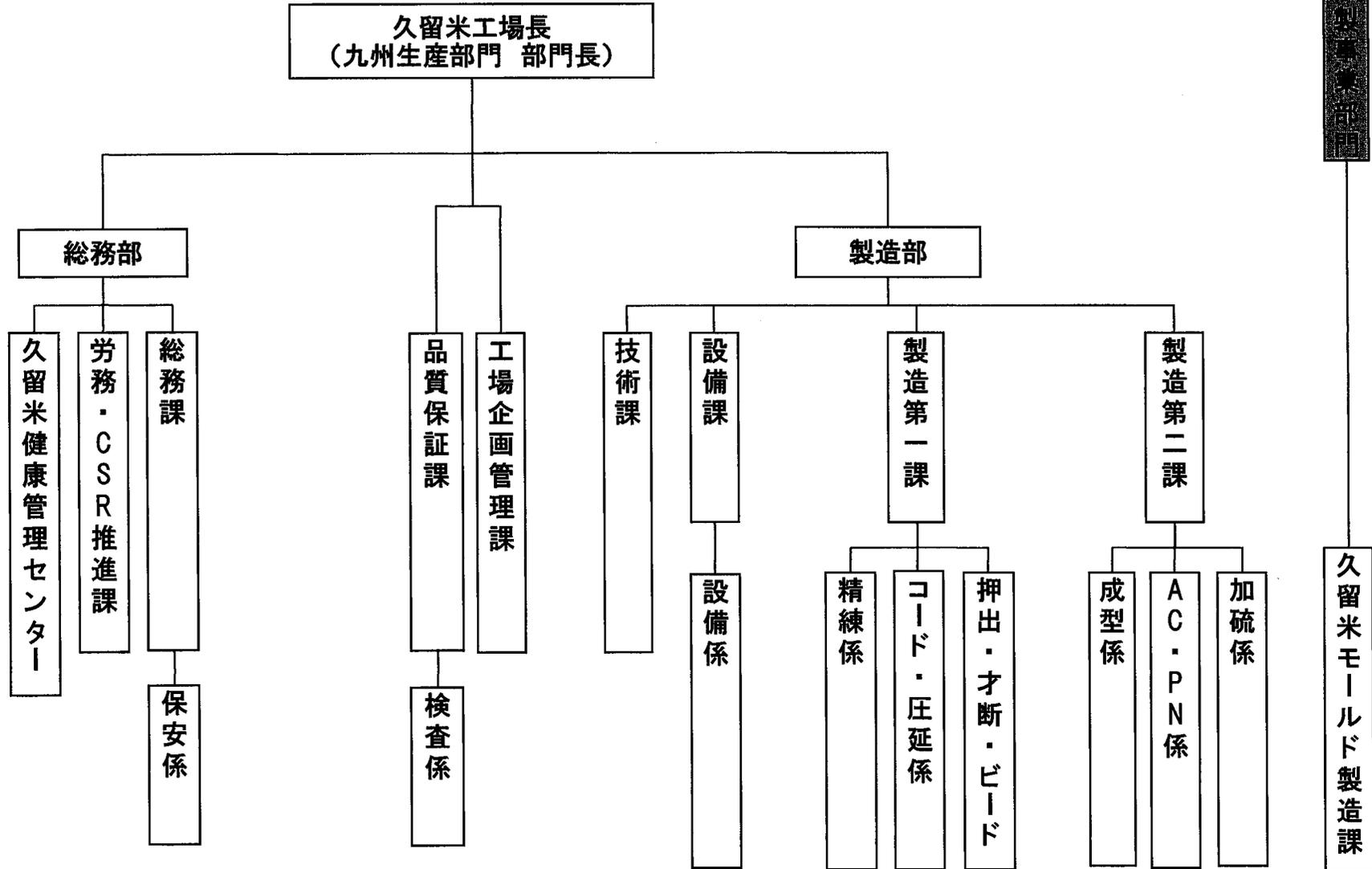
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

久留米工場 組織図

□ :九州生産部門、久留米工場

■ :本社



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項/産業廃棄物の処理委託に関する事項

【前年度(令和4年度)実績】										
産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	廃油	ガラス屑・コンクリート屑及び陶磁器屑	木くず	汚泥・金属屑の混合物	ガラス・金属屑の混合物	PCB等	金属屑	計
産業廃棄物の排出量	1,196.3	500.5	106.3	85.5	5.4	0.0	0.0	0.1	1.1	1,895.2
全処理委託量	1,196.3	500.5	106.3	85.5	5.4	0.0	0.0	0.1	1.1	1,895.2
優良認定処理業者への処理委託量	95.3	316.0	64.9	84.4	0.0	0.0	0.0	0.1	1.1	561.8
再生利用業者への処理委託量	303.5	184.5	0.0	1.1	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	494.5
認定熱回収業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	797.5	0.0	41.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	838.9
(前年度に実施した取組) ・製造プロセス管理強化による規格不適合製品・部材等の発生量抑制 ・CFT活動(課・係を越えた幅広い活動)による廃棄物発生量の抑制並びに廃棄物再利用化 ・売却先,売却物の開拓										

【今年度(令和5年度)目標】										
産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	廃油	ガラス屑・コンクリート屑及び陶磁器屑	木くず	汚泥・金属屑の混合物	ガラス・金属屑の混合物	PCB等	金属屑	計
産業廃棄物の排出量	1,184.4	495.5	105.2	84.7	5.3	0.0	0.0	0.1	1.0	1,876.2
全処理委託量	1,184.4	495.5	105.2	84.7	5.3	0.0	0.0	0.1	1.0	1,876.2
優良認定処理業者への処理委託量	94.4	312.8	64.3	83.6	0.0	0.0	0.0	0.1	1.0	556.2
再生利用業者への処理委託量	300.5	182.7	0.0	1.1	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	489.6
認定熱回収業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	789.5	0.0	40.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	830.5
(今後実施する予定の取組) ・製造プロセス管理強化による規格不適合製品・部材等の発生量抑制 ・CFT活動(課・係を越えた幅広い活動)による廃棄物発生量の抑制並びに廃棄物再利用化 ・売却先,売却物の開拓 ・工場間での売却先情報の共有 等										